

登録番号	熊本 第 1210005号	氏名又は名称	笹子宏宣		
作成日	/ /	変更日	1: / /	2: / /	3: / /

別表4 (全 枚の 枚目) 遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等

整理番号	遊漁船の名称	船舶番号、漁船登録番号等	総トン数	長さ	旅客定員又は利用定員	業務形態 主たる業務：◎ その他全て：○	
		航行区域 (該当に○)					
		遊漁船の使用状況 (該当に○)					
		遊漁船の記載状況 (該当に○)	通信設備※の状況 (該当に○)	救命設備※1の状況 (該当に○)			
	船舶の所有状況 (該当に○)						
		第235-51740号	13 トン	14.00 m	28 人	<input checked="" type="checkbox"/> 船釣り <input type="checkbox"/> 瀬渡し※2 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/> 平水・ <input type="checkbox"/> 限定沿海・ <input checked="" type="checkbox"/> 沿海・ <input type="checkbox"/> 遠洋、近海 <input checked="" type="checkbox"/> 遊漁船専用・ <input type="checkbox"/> 漁船と兼用・ <input type="checkbox"/> 他使用と兼用					
		<input type="checkbox"/> 単独記載・ <input type="checkbox"/> 重複記載	<input checked="" type="checkbox"/> 業務用無線 <input type="checkbox"/> 衛星電話 <input checked="" type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話	<input type="checkbox"/> 改良型救命いかた <input type="checkbox"/> EPIRB (非常用位置等発信装置) <input type="checkbox"/> AIS (船舶自動識別装置) <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>			
		<input checked="" type="checkbox"/> 自己所有船舶・ <input type="checkbox"/> 他者所有船舶					
			トン	m	人	<input type="checkbox"/> 船釣り <input type="checkbox"/> 瀬渡し※2 <input type="checkbox"/> その他	
		<input type="checkbox"/> 平水・ <input type="checkbox"/> 限定沿海・ <input type="checkbox"/> 沿海・ <input type="checkbox"/> 遠洋、近海 <input type="checkbox"/> 遊漁船専用・ <input type="checkbox"/> 漁船と兼用・ <input type="checkbox"/> 他使用と兼用					
		<input type="checkbox"/> 単独記載・ <input type="checkbox"/> 重複記載	<input type="checkbox"/> 業務用無線 <input type="checkbox"/> 衛星電話 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 改良型救命いかた <input type="checkbox"/> EPIRB (非常用位置等発信装置) <input type="checkbox"/> AIS (船舶自動識別装置) <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>			
		<input type="checkbox"/> 自己所有船舶・ <input type="checkbox"/> 他者所有船舶					
	重複記載※3している場合の事由	<input type="checkbox"/> 多客期にチャーターするため <input type="checkbox"/> その他 ()					

※1 通信設備及び救命設備については、船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するものであること。

※2 利用者を特定の場所に下船させて水産動植物を採捕させる業態を指し、磯渡し、筏渡し、防波堤渡し、沖で干出する場所での潮干狩り等が該当 (法令等で立入禁止の場所に渡すことはできない)。

※3 他の事業者の遊漁船として登録簿に記載されている船舶を当該事業者の遊漁船としても記載されているもの。

別添

利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における特に危険と認められる場所（該当箇所を記入）	
岩場	富浦沖の魚交島、猪瀬
浅瀬	富浦沖の赤根、イカイ瀬
河川域	
防波堤	
定置網	富浦沖の定置網
養殖施設	富浦沖の養殖施設
その他	富浦沖のイカタ
自船の位置及び設定した航路の航行並びに避険線に基づいた航行の確認方法	
GPSプロッター等 レーダー	

登録番号							氏名又は名称						
作成日	/	/	変更日	1:	/	/	2:	/	/	3:	/	/	

別表7 出航中止基準及び帰航基準

出航中止基準	出航の可否の判断は、以下の方法により行います。(該当に○)						
	<input checked="" type="radio"/> ① 単独の判断 出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。 ・海上警報(風、霧等)、波浪警報、津波警報・注意報の発令中 出航地の波高 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="text-align: center;">3</td></tr></table> m以上 出航地の風速 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="text-align: center;">15</td></tr></table> m以上 出航地の視程 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="text-align: center;">500</td></tr></table> m未満 ・落雷のおそれがあるとき ・事業者、船長又は業務主任者のうち、いずれか1名でも危険と判断したとき ・その他 ()	3	15	500	<input type="radio"/> ② 団体による判断 出航中止の判断は、以下のとおり行います。 ① 出航中止を判断する団体名 <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td> </td></tr></table> ② 上記団体の代表者、連絡先 <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td>代表者</td></tr><tr><td>連絡先</td></tr></table> ③ 団体の構成員の氏名又は名称及び登録番号 別紙1のとおり ④ 出航中止の判断の方法 別紙2のとおり		代表者
3							
15							
500							
代表者							
連絡先							
帰航基準	案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航することとします。 ・海上警報(風、霧等)、波浪警報の発令 ・利用者に急病人やケガ人が出たとき 漁場における波高 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="text-align: center;">3</td></tr></table> m以上 漁場における風速 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="text-align: center;">15</td></tr></table> m以上 漁場における視程 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="text-align: center;">500</td></tr></table> m未満 ・落雷のおそれがあるとき ・上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき ・その他 ()		3	15	500		
3							
15							
500							

登録番号				氏名又は名称								
作成日	/	/	変更日	1:	/	/	2:	/	/	3:	/	/

別表 10 情報を収集すべき事項

(1) 利用者の安全の確保に必要な情報	出航地における波高、風速、視程
	出航中止を判断する団体の出航判断等に関する情報
	水路通報、気象・津波・海上警報等の情報
	乗船する利用者数 (12歳未満の小児が含まれる場合は、その人数)
	法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における安全確保に関する情報
(2) 漁場の安定的な利用関係の確保に必要な情報	立入禁止区域に関する情報
	法第16条に基づき利用者に周知する必要がある「案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容」について、当該漁場を管轄している都道府県知事が提供している情報
	漁場利用協定や漁場慣行等について、案内する漁場を管轄する都道府県に設置されている海面利用協議会が提供している情報
	法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における漁場の安定利用に関する情報

登録番号				氏名又は名称								
作成日	/	/	変更日	1:	/	/	2:	/	/	3:	/	/

別表 11 安全の確保のため周知すべき内容及び方法

<p>周知の方法 (該当に○)</p>	<p>(○) 遊漁船に周知内容を掲示する。 (○) 遊漁船の乗船前に書面を配布、回覧する。 () 営業所のモニター又はタブレット端末等の電子機器で視聴してもらう(ウェブサイトにて周知事項をまとめた動画等の視聴等を含む)。</p>
<p>周知する内容</p>	<p>○一般的事項 ・出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従うこと ・遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと ・航行中、波の影響により船体が動揺することがあるときは、動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船すること ・天候急変時の帰航決定について船長の指示に従うこと ・救命胴衣等の救命設備の保管場所及び使用方法 ・落水者の船上への引揚げを補助するはしご等の保管場所及び使用方法 ・落水者の発生等、非常時の場合における他の利用者への救助協力 ・乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣(船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの)を着用すること ・その他 ()</p> <p>○瀬渡しの場合 ・瀬渡し中及び磯等の上においては国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣を着用すること ・磯等で緊急事態が発生した場合における遊漁船との連絡方法 ・その他 ()</p>
<p>漁場において口頭で説明する。</p>	<p>○一般的事項 ・案内する漁場において注意すべき事項 (自由記載 (必須) 航行中は立ち歩かないように) ・その他 (必ず救命胴衣着用して下さい 体言同がとれない場合言って下さい)</p> <p>○瀬渡しの場合 ・磯等からの帰航時間 ・磯等で天候が急変した場合における避難場所 ・安全管理の手法(定期巡回、携帯電話等での連絡) ・船から磯、磯から船に渡る際に注意すべき事項 (自由記載 (必須)) ・その他 ()</p>

登録番号		氏名又は名称	
作成日	/ /	変更日 1:	/ / 2: / / 3: / /

別表12 公表する情報（様式例）

損害賠償保険について公表する情報

船名	利用者1人当たりの 填補限度額	利用定員又は 旅客定員	契約期間
芙蓉丸	R610月 5.00万円	28人	R510月1日～R69月30日

業務改善命令について公表する情報

事業者名	
命令を受けた日	
命令を受けた理由	
命令の内容	
命令を受けて講じた（講じようとする）措置	